

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を作成し届け出致しました。

行動計画の内容を皆様にご連絡いたします。

女性の活躍推進行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～令和 8年 3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：令和3年4月～女性責任者及び女性責任者候補の資質の向上・スキルアップを図り、現場責任者の女性の割合50%とし維持する。

<対策>

- 令和 3年 4月～ 業界団体主催及び当社契約セミナーに女性責任者に受講させ資質の向上を図る。
- 令和 3年10月～ 年1回10月において責任者・班長のスキルアップセミナーを開催する。
- 令和 4年 4月～ 年1回責任者・班長のスキルアップフォローセミナーを開催する。
- 令和 5年 5月～ 責任者の面談を実施する。
- 令和 5年 7月～ 個人面談の結果、責任者が抱えている課題について取り組むため営業担当者が中心となりフォローする。
- 令和 6年 4月～ 以上の活動を通じて女性責任者の割合50%以上を維持する。

目標2：令和3年4月～採用後10年以上の継続雇用の男女別の男・女の割合が現状女性70%を80%にする。

<対策>

- 令和 3年 4月～ 7月31日を基準日として10年以上継続在籍者の男・女割合を洗い出す。
- 令和 3年 7月～ 従業員のモチベーションを高めるため、創業記念事業として永年勤続表彰式典を開催し、勤続5年、10年、20年の従業員を対象に表彰状及び記念品を授与する。(毎年)
- 令和 5年 8月～ 対象現場を抽出し女性社員の登用を積極的に行い女性の継続雇用率を高めていく。
- 令和 8年 3月～ 10年以上の継続雇用割合が女性80%になっている。